

うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領

令和3年1月25日付け2水推第1343号
水産庁長官通知

1. 趣旨

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）により行っている。

この要領は、「うなぎの稚魚の輸出承認について」の3の（2）の①に基づく、うなぎの稚魚輸出事前確認証（以下「確認証」という。）の交付に関する手続を定めるものである。

2. 用語の定義

（1）うなぎの稚魚

輸出令別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚であり、1尾の体重が13グラム以下のもので、次に掲げるもの

（イ）既養殖うなぎ（くろこ）

我が国において、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。

以下「法」という。）第26条第1項の規定による許可に係る養殖場（以下「養殖場」という。）で飼育されたことのあるうなぎの稚魚

（ロ）上記以外のもの（しらすうなぎ）

我が国において、養殖場で一度も飼育されていないうなぎの稚魚

（2）池入れ

うなぎ養殖業者がうなぎの稚魚を養殖用種苗として養殖場に入れること。

（3）池入数量

池入れされたうなぎの稚魚の合計値

（4）池入数量上限値

「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（以下「協議」という。）」

で確認した漁期毎の各国又は地域の池入数量上限値

なお、我が国においては、法第30条において読み替えて準用する漁業法第58条第1項の規定に基づいて公示される許可をすべきうなぎの総量

（5）保存管理措置

協議で確認した池入数量の管理（うなぎ養殖の制限）

（6）漁期

毎年11月1日から翌年10月31日までの期間

3. 輸出事前確認の申請

輸出事前確認の申請をしようとする輸出者は、以下の（1）から（3）まで（くろこについては（1）及び（2）に限る。）を、4に掲げる提出先に対し、提出するものとする。

なお、確認証の交付に当たり必要がある場合は、下記の書類以外の書類の提出を

求めることがある。

- (1) うなぎの稚魚輸出事前確認申請書（別紙様式1） 1部
- (2) 池入れされる国又は地域への輸出であることを証する書類（契約書、インボイス等） 1部
- (3) うなぎの稚魚の採捕及び流通並びにうなぎ養殖業の実態等に精通した団体であって、しらすうなぎ産地証明書の発行機関として水産庁長官が適当と認めた団体が発行する「しらすうなぎ産地証明書」 1部

4. 提出先

水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室

5. 提出時期等

確認証の交付を必要とする日の7日前までに郵送又は直接持参し提出すること。なお、池入れされる国又は地域への確認等のため、確認証の交付までの審査期間が長くなる場合がある。

6. 申請可能期間

毎年11月1日から翌年10月31日まで

7. 確認証の交付

水産庁長官は、原則として、以下の（1）から（4）まで（くろこについては、

（1）及び（2）に限る。）の全てを満たし、かつ、我が国が締結した条約、国際漁業協定その他の国際約束等に基づく漁業秩序維持及び漁業資源の保護、国内需要等を総合的に勘案の上、これらを遵守できるものと判断した場合は、確認証（別紙様式2）を交付するものとする。

- (1) 池入れされる国又は地域において、協議に基づく保存管理措置又はそれと同等の措置が整備され、その遵守状況が確認できること。
- (2) 漁業関係法令をはじめ、その他国内規制等に則ったものであること。
- (3) しらすうなぎの産地及び流通経路が明確であること。
- (4) 我が国の当該漁期に係る池入数量が、我が国の池入数量上限値の5割を超えていること。

8. 事後報告

確認証の交付を受けた者は、輸出手続完了後3ヶ月以内に、以下の書類各1部を4に掲げる提出先に対し、提出するものとする。ただし、3ヶ月以内に提出が困難な書類がある場合、当該書類につき、①提出が遅延している理由及び②今後の提出見込み時期等について記載した書類を提出すること。

なお、これらの書類が提出されない場合は、以後、同一申請者への確認証の交付は行わない。

- (1) 輸出許可通知書又は輸出申告書（税関印のあるもの）の写し
- (2) 輸出相手先から入金が確認できる資料（契約者双方を確認できるもの）
- (3) 輸出後の写真（当該うなぎ稚魚や池入れ風景等が撮影されているもの）
- (4) 輸出したうなぎの稚魚を池入れした輸出先のうなぎ養殖業者を確認できる資料

(別紙様式1)

うなぎの稚魚輸出事前確認申請書

年 月 日

水産庁長官 殿

申請者 住所、電話番号、メールアドレス
氏名又は名称

下記のうなぎの稚魚輸出について事前確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、下記のうなぎの稚魚の輸出に関して、次の事項を誓約します。

- (1) 下記記載事項が正しいこと。
- (2) 調査が必要と認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、輸出しようとする貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (3) 確認証を発行する際に、追加資料の提出を求められた際には、速やかに提出すること。

記

1. 池入れされる国又は地域名、買主の住所、氏名又は名称（経由地がある場合は経由地についても記載）
国又は地域名、買主の住所、氏名又は名称
(経由地) 国又は地域名、買主の住所、氏名又は名称
2. 輸出するうなぎの稚魚の和名及び学名
3. 輸出するうなぎの稚魚の種類（いずれかに○）
くろこ • しらすうなぎ
4. 養殖場の所在地、養殖場の所有者、うなぎ養殖業の許可に係る許可番号（くろこの場合）
産地（都道府県名）（しらすうなぎの場合）
5. 包装数量及び正味重量（1キログラム当たりの尾数）
6. 荷送人氏名、所在地、連絡先
7. 荷受人氏名、所在地、連絡先
8. 輸出予定年月日
9. 申請理由（経由地がある場合はその理由を含む。）（別紙）

(別紙様式2)

年 月 日
殿

水 産 庁 長 官

うなぎの稚魚輸出事前確認証

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、「うなぎの稚魚の輸出承認について」(平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号)に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 池入れされる国又は地域(仕向地)、買主の住所、氏名又は名称
国又は地域名
住 所
氏名又は名称
(経由地) 国又は地域、買主の住所、氏名又は名称
2. 輸出するうなぎの稚魚の和名及び学名
3. 輸出するうなぎの稚魚の種類
4. 包装数量及び正味重量(1キログラム当たりの尾数)
5. 荷送人氏名、所在地、連絡先
6. 荷受人氏名、所在地、連絡先
7. 輸出予定年月日

※この確認証の有効期間は 年 月 日までとする。